

別記様式第二十二の四（第三十七条の三関係）

処 分 移 送 通 知 書

年 月 日

公安委員会 殿

公 安 委 員 会 匳

道路交通法第107条の5第9項において準用する第103条第3項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。